

ご 連 絡

平成20年11月7日

株式会社ベストブライダル 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

担当 長野浩三 (理事・事務局長)

前略、貴社から平成20年9月30日付でいただいた「質問状に対する回答の件」につき、下記のとおりご連絡します。

1 質問状記載の質問を求める法的な根拠、より詳細な理由、その合理性について

①上記の法的な根拠について

当NPO法人は、消費者契約法13条の適格消費者団体であり、消費者契約法9条1号、10条に該当する解約料を内容とする契約条項の使用差止請求を行うことができる。貴社の解約料条項の検討のために質問状記載の質問に対する回答が必要と考えている。なお、訴訟（差止訴訟）になれば文書提出命令の対象となると考えている。

2 より詳細な理由、その合理性について

当法人には貴社の解約料に関する苦情が寄せられているため、貴社の解約料については検討すべき点があると考えている。

社団法人日本ブライダル事業振興協会が平成20年2月に結婚式場等の約款に関する報告書をまとめているが、同報告書の解約料の考え方においては、解約された会場の当該日時の非再販率を基準として平均的損害を算定している。しかし、平均的損害を算定するにあたっては、単純に再販率（非再販率）が基準とされるべきではなく、当該施設の平均的稼働率と再販率との乖離が問題とされるべきであると当法人は考えている（ここでいう「再販率」については、上記報告書が用いている意味での再販率が正しいかどうかは要検討と考えている。）。

その検討のため、貴社における平均稼働率に関する資料が必要であるので、質問状

記載の質問に対する回答が必要と考えている。

3 どのような形で公表を予定しているのか（回答内容等の公表の有無を決定する基準、公表する場合の公表する媒体、公表の時期、公表する具体的な事項等）について
上記のとおり、質問に対する回答は貴社の解約料の検討のために使用するものであるから、回答をそのまま公表することは予定していない。同検討の結果、貴社の解約料が不当であると当NPO法人において判断した場合に、公表することを予定している。その媒体は、当NPO法人のホームページでの公表、差止請求・差止訴訟の訴訟提起等を行った場合における差止請求書・訴状の記載内容としてのマスコミ等への公表等を予定している。時期については、当NPO法人において貴社の解約料を不当と判断した時期以降である。公表する具体的な内容については、質問状記載の質問への回答内容である。

再度、質問状に対して本書到達後2週間以内に文書でご回答するよう申し入れます。回答の有無及び回答内容は公表する可能性があることを再度申し添えます。草々